

授業料免除の対象者と必要な書類等について

標記の件について、授業料免除の対象者は、下記の 1～4 までのいずれかに該当する方となります。また、授業料免除の申請手続きについては、八王子校の窓口へ来所していただく必要があります。なお、授業料納入後の申請については、一切認められませんので、ご注意ください。

授業料免除の対象者	申請時に必要な書類等
1 生活扶助受給世帯の方	(1) 申請者が世帯主の場合 ア 申請月に発行された申請者の記載のある生活保護受給証明 (2) 申請者が世帯主でない場合 上記アに加えて、イ 申請者と世帯主の関係を証明する 6 か月以内に取得した住民票 ※ 1
2 住民税非課税または均等割りのみ課税世帯の方	ア 申請者を含む世帯全員の記載のある課税・非課税証明書（義務教育未修了の方は除く）※ 2 イ 世帯全員の 6 か月以内に取得した住民票 ※ 1
3 障害者手帳の交付を受けている方	ア 障害者手帳等の障害の状況を証明する書類 ● 身体障害者手帳 ● 愛の手帳（療育手帳） ● 精神障害者保健福祉手帳（講習開始日までに有効期限が切れていないもの）
4 自然災害により、実施校の所長等が特に必要と認める方	ア 罹災証明書、または被災証明書

※ 1 住民票は発行日の翌日から起算し、6 か月以内に提示されたものが有効です。

※ 2 手続きの際、当該年度（6 月～翌年 5 月）に発行された課税・非課税証明書を持参していただく必要がありますが、当該年度のものが発行されていない場合は、前年度のものをお持ちください。

【お問い合わせ先】

東京都立多摩職業能力開発センター八王子校 人材育成プラザ
TEL：042-622-8384

※受付時間（火～金）9:00～20:00（土日祝）9:00～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌火曜日以降の直近の平日が休業